

## 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」の一部改正について

### 1 改正の概要

「普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）」の廃止及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）」の施行に伴い、同法を引用する部分について、所要の改正を行うとともに、その他本文の表記に係る所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

(1) 「普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）」の廃止に伴う改正  
第1条の2第4項第1号を次のように改める。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する車両（旅客車に限る。）

(2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）」の施行に伴う改正

別表第1の6の項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

また、別表第2の1の表12の項(2)イ中「（平成18年法律第91号）第2条第17号」を「第2条第19号」に、「第2条第16号」を「第2条第18号」に改める。

(3) 規則本文の表記に係る改正

別表第2の1の表1の項(2)イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表14の項(1)中「けこみ」を「蹴込み」に改め、別表第2の2の表6の項(1)ア中「けこみ」を「蹴込み」に改め、別表第2の4の表8の項中「付帯設備」を「附帯設備」に改める。

また、第5号様式の表14、第5号様式の2の表14及び第6号様式の表6中「けこみ」を「蹴込み」に改め、第8号様式の表8中「付帯設備」を「附帯設備」に改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、別表第1の6の項及び別表第2の1の表12の項(2)イの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。